

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月13日
【四半期会計期間】	第111期第2四半期（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）
【会社名】	株式会社淀川製鋼所
【英訳名】	Yodogawa Steel Works,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 國保 善次
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市中央区南本町四丁目1番1号
【電話番号】	06(6245)1113
【事務連絡者氏名】	経理部長 林 真生
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区新富一丁目3番7号(東京支社)
【電話番号】	03(3551)1171
【事務連絡者氏名】	総務部 大谷 和義
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号) 株式会社淀川製鋼所東京支社 (東京都中央区新富一丁目3番7号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第110期 第2四半期連結 累計期間	第111期 第2四半期連結 累計期間	第110期 第2四半期連結 会計期間	第111期 第2四半期連結 会計期間	第110期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成20年 7月1日 至 平成20年 9月30日	自 平成21年 7月1日 至 平成21年 9月30日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
売上高(百万円)	108,400	62,623	58,192	33,036	194,601
経常利益又は経常損失() (百万円)	8,966	364	5,651	579	6,612
四半期(当期)純利益又は四半期 純損失() (百万円)	3,841	4,216	1,918	766	1,419
純資産額(百万円)	-	-	157,508	141,711	144,609
総資産額(百万円)	-	-	209,205	181,183	178,869
1株当たり純資産額(円)	-	-	857.37	783.60	796.39
1株当たり四半期(当期)純利益金 額又は四半期純損失金額() (円)	23.18	25.45	11.57	4.62	8.57
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	23.15	-	11.56	-	8.56
自己資本比率(%)	-	-	67.9	71.7	73.8
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	13,514	9,121	-	-	17,519
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,421	2,128	-	-	4,798
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	1,547	19	-	-	4,492
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	-	27,488	31,812	24,556
従業員数(人)	-	-	2,253	2,235	2,215

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。
3. 第111期第2四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	2,235
---------	-------

（注）従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年9月30日現在

従業員数（人）	1,344
---------	-------

（注）従業員数は就業人員であります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第2四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	前年同四半期比(%)
鋼板関連事業(百万円)	28,286	40.1
電炉関連事業(百万円)	1,905	66.0
その他事業(百万円)	532	35.1
合計(百万円)	30,724	42.7

(注) 1. 金額は販売価格によっており、セグメント間の内部振替前の数値によっております。

2. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第2四半期連結会計期間における受注状況を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同四半期比(%)	受注残高 (百万円)	前年同四半期比(%)
鋼板関連事業	37,687	18.1	14,311	38.7
電炉関連事業	1,965	13.3	2,687	26.9
その他事業	2,085	66.5	351	44.6
合計	41,738	14.8	17,350	37.2

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第2四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	前年同四半期比(%)
鋼板関連事業(百万円)	29,921	41.0
電炉関連事業(百万円)	1,893	65.4
その他事業(百万円)	1,221	38.3
合計	33,036	43.2

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 前第2四半期連結会計期間及び当第2四半期連結会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
(株)佐渡島	9,343	16.1	6,447	19.5

3. 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間において新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 業績の状況

昨年の金融危機以降、世界的規模で大きく落ち込んだ鉄鋼需要は、底入れしたとは言われているものの、いまだに低水準にとどまっております。

国内にあっては、本年第1四半期からは、景気対策の効果が現れ、自動車ならびに電機産業につきましては一定の回復を示しておりますが、設備投資意欲は大きく減退しており、建設、機械産業等につきましては、いまだに回復の兆しは見えず、厳しい経済環境が続いております。このような状況下において、国内高炉メーカーは海外に販路を求め輸出比率を高めてまいりましたが、中国、韓国等のメーカーとの厳しい競争下にあります。

当社グループにおきましては、国内の鉄鋼需要が極めて低い水準で停滞するなか、主力の鋼板、建材の売上高は大きく落ち込みました。また需要の低迷から鋼板製品の販売価格は下落し、損益を圧迫しました。ロール、グレーチングの各部門におきましても国内の景況を反映して売上高は減少し、当社グループの損益は大幅に悪化しました。

以上のことから、当第2四半期連結会計期間の売上高は33,036百万円となり前年同期と比べ25,156百万円の減収となりました。

また、利益面におきましては、当第2四半期連結会計期間の営業損失は662百万円（前年同期は営業利益5,299百万円）、経常損失は579百万円（前年同期は経常利益5,651百万円）、四半期純損失は766百万円（前年同期は四半期純利益1,918百万円）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

鋼板関連事業

売上高は29,921百万円（前年同期比41.0%減）、営業損失は807百万円（前年同期は営業利益4,861百万円）であります。

< 鋼板 >

当社ならびに台湾の子会社センユースチールカンパニーリミテッド（以下、「センユースチール社」という。）とともに、販売量の減少と販売価格の下落により、売上高は大幅に減少しました。当社に関しましては、設備投資の減退と建築物件の激減により建材向けの売上高が落ち込んだこと、輸出の販売価格が著しく下落したことにより売上高は大幅に減少し、損益を圧迫しました。また主原料である熱延鋼板の価格が下落したことから、総平均法による評価損を売上原価に計上したこともあって、厳しい結果となりました。

センユースチール社におきましては、輸出量は積極的な営業展開により前年同期との比較で、微減に留まりました。しかし台湾の第2四半期（4月～6月）GDP伸び率は第1四半期からは改善したものの、前年比マイナス7.5%と落ち込んでおり、国内向け販売量は減少しました。また、世界的な鋼材需要動向を反映した販売価格の下落により、売上高は大幅に減少し、販売価格の下落幅は主原料である熱延鋼板価格の下落幅を上回り、損益を圧迫しました。

< 建材 >

建材商品（屋根・壁材）は、住宅建設の低迷、景気後退による設備投資計画の縮小、延期・凍結という厳しい事業環境下であり、販売数量・売上高はともに前年同期を下回る結果となりました。

エクステリア商品は景気の低迷による雇用不安や家計部門の所得の落ち込みにより消費マインドが冷え込み、減収となりました。

建材部門全体としても前年同期との比較で減収となりました。

電炉関連事業

売上高は1,893百万円（前年同期比65.4%減）、営業利益は50百万円（前年同期比81.2%減）であります。

< ロール >

ロール部門につきましては、景気低迷の影響は当第2四半期連結会計期間におきましては、比較的軽微なものでありますが、前年同期には製紙向け大型設備の売上を計上していたことから、前年同期との比較では大幅な減収となりました。

< グレーチング >

原材料の高騰、工事量の減少という土木・建設を取巻く厳しい市場環境の中にあつて、値戻しと販売数量維持へ向けた営業展開に注力いたしましたが、前年同期との比較では減収となりました。

その他事業

売上高は1,221百万円（前年同期比38.3%減）、営業利益は271百万円（前年同期比29.7%減）であります。不動産部門においては、当期は不動産の販売実績はありませんが、不動産賃貸により引き続き安定的な収益を確保しております。

その他事業全体としては、鋼板加工業や倉庫業ともに景気低迷の影響を受け、減収となりました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

日本

売上高は需要の低迷により、23,743百万円（前年同期比38.6%減）営業利益は、販売価格の下落により184百万円（前年同期比94.7%減）となりました。

アジア

売上高は販売量の減少により、9,292百万円（前年同期比52.4%減）、営業損失は670百万円（前年同期は営業利益2,005百万円）となりました。

当社は平成20年1月、一部鋼板製品の販売に関し、独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会の調査を受け、同年12月には東京地方検察庁より起訴されましたが、本年8月、公正取引委員会から排除措置命令ならびに課徴金納付命令が送達され、また本年9月には東京地方裁判所にて180百万円の罰金を科す旨の判決が下されました。本件につきましては、関係各位に多大なご心配、ご迷惑をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げますとともに、再発防止のための諸施策を徹底してまいります。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前同四半期連結会計期間末に比べ、4,323百万円増加し、31,812百万円になりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における、営業活動による資金の増加は、4,264百万円となりました。

これは主に、税金等調整前四半期純損失の計上（896百万円）、減価償却費（1,416百万円）、売上債権の増加額（2,388百万円）、たな卸資産の減少額（3,150百万円）、仕入債務の増加額（2,726百万円）等の差し引きによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における、投資活動による資金の支出は972百万円となりました。

これは主に、定期預金の預入（490百万円）、定期預金の払戻による収入（610百万円）、有形固定資産の取得（1,117百万円）等の差し引きによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における、財務活動による資金の増加は699百万円となりました。

これは主に、短期借入金の純増（1,377百万円）、少数株主への配当金の支払額（673百万円）等の差し引きによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき問題

当第2四半期連結会計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は、当社の経営にあたっては、鋼板表面処理・電炉鑄造に関する永年に亘る技術の蓄積と経験、並びに当社の取引先及び従業員等のステークホルダーのみならず、当社グループが事業を行っている国・地域におけるビジネスパートナー及びその従業員との間に築かれた信頼関係への理解が不可欠であり、これらに関する十分な理解なくしては、当社の企業価値を適正に判断することはできないものと考えております。

また、新たな基礎技術を研究開発して商品化するまでに相当な期間を要する製造業においては、特に、目先の利益追求ではなく、腰を据えた改善の積重ねを進めていくという、中長期的に企業価値向上に取り組む経営が、株主の皆様全体の利益、同時に当社のユーザーである取引先等の皆様の利益に繋がるものと考えております。

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づき決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う当社株式の大量取得行為や買収提案に応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、会社の支配権の移転を伴う当社株式の大量取得行為や買収提案の中には、長期的経営意図や計画もなく一時的な収益の向上だけを目的としたもの、また株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、買収等の提案理由、買収方法等が不当・不明確であるなど、企業価値及び会社の利益を著しく損なうことが明白ないわゆる「濫用的買収」が存在する可能性があることは否定できません。

ついては、当社株式の大量取得行為や買収提案がなされた場合は、当該大量取得行為や買収提案に応じるべきか否かを当社取締役会や株主の皆様がその条件等について検討し、あるいは当社取締役会が代替案を株主の皆様へ提案するために必要な情報や時間を確保し、その判断のために必要かつ十分な情報を事前に提供することにより、当社の企業価値の向上及び会社の利益については株主共同の利益を実現するために合理的な枠組みとして、当社株式の大量取得行為や買収提案に関する対応方針が必要であると考えております。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成、その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは価値観の共有化を一層推進するため、「新しい個性を持った価値の創造」を基本理念に掲げ、社会から信頼され、必要とされる存在価値のある企業を目指して、企業理念の改定を行いました。この「新しい個性を持った価値」とは、株主と顧客から信頼され期待される機能の創造（事業価値）、必要とされるベストメーカーとしての持続力（存続価値）、変革挑戦し成長する社員一人ひとりの個性（社員価値）、社会・自然環境と調和し共生への努力（社会価値）であります。当社グループ内において、これらの価値観を共有することは、必ずや企業価値向上に資するものと考えております。

今後の当社企業価値向上への取組みといたしましては、既存市場の深耕、新規市場の開拓、新商品開発を継続するとともに、国内外における事業領域の拡大、顧客満足度のレベルアップ、当社株価適正化を含めた資本政策の強化等を推進していくこととし、組織改善も視野に入れた施策を実施していく所存であります。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されていることを防止するための取組み

当社は、上記の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定を支配されることを防止する取組みとして、「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を策定しております。

本プランの概要は以下のとおりです。

イ）本プランの適用対象

本プランは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為がなされた場合を、その適用対象とし、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

ロ）大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に所定の内容を明示した意向表明書を提出いただきます。かかる意向表明書受領後10営業日以内に、株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報を提供していただきます。

ハ）取締役会による評価・検討

当社取締役会は大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、取締役会評価検討期間（原則として最長90日間を上限とします。）を設定し、この期間内に大規模買付者から取得した意向表明書及び情報を評価、検討し、独立委員会の勧告を最大限に尊重して、当社の企業価値については株主共同の利益に資するか否かの観点から意見をとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者と交渉し、代替案の提示等を行います。なお、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

ニ）独立委員会の設置

本プランを適切に運用し、当社取締役会の恣意的判断を排除するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、当社社外取締役、当社社外監査役及び外部の有識者のいずれかに該当する者より選任いたします。

ホ) 大規模買付者に対する対応方針等

大規模買付者が本プランを遵守し、かつ、当社取締役会が大規模買付者の買付提案が当社の企業価値又は株主共同の利益を害さないと判断した場合には対抗措置はとりません。本プランに定める手続きを遵守しない場合、または大規模買付者による買付が当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがある場合で、かつ、これに対抗することが相当であると認められた場合には、独立委員会への諮問を経たうえで、一定の対抗措置をとる場合があります。具体的対抗措置は、取締役会がその時点で、最も適切と判断したものを選択することとします。

具体的対抗措置として株主割当により新株予約権を発行する場合には、議決権割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けます。なお、当社が、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに新株予約権の割当を中止し、または当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがありますが、これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売却等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により相応の被害をこうむる可能性があります。

ヘ) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成22年7月31日までとなっております。

但し、平成22年6月に開催される当社第111期定時株主総会において選任される取締役（全取締役任期1年、毎年改選）が、平成22年7月31日までに開催される当社取締役会において、本プランを継続することを決定した場合、かかる有効期限は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。当社取締役会は、本プランを継続することを決定した場合、その旨を速やかにお知らせします。

但し、本プランは、有効期限の満了前であっても、当社取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとし、

また、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で独立委員会の承認を得た上で、本プランを変更する場合があります。

当社取締役会は、本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認められる事項について、速やかに開示を行います。

本プランに対する判断及びその理由

以下の理由から、本プランは基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものでなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

イ) 本プランは、株主皆様の意思を反映する内容となっており、また、当社定款上取締役の任期は1年であり、当社取締役の選任を通じて当該買付者を含めた株主の皆様の意向を示していただくことが可能であります。なお、当社株主総会における取締役選任議案の付議に際しては、各取締役候補者の本プランの継続に関する賛否を議決権行使のための参考書類に記載することとしております。

ロ) 当社は、取締役の任期に期差任期制を採用していないため、対抗措置の発動を阻止するために時間がかかるものではありません。

ハ) 当社の業務執行を行う経営陣から独立した当社社外取締役、社外監査役及び弁護士等、社外の有識者によって構成される独立委員会の客観的な判断を最大限に尊重して対抗措置の発動・不発動を決定することとしております。

ニ) 本プランは、合理的な客観的要件が充足されなければ対抗措置を発動できないため、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されております。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、120百万円であります。なお、当第2四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

景気回復の度合いは弱く、臨時経済対策後の景気動向は不透明で、二番底も懸念されます。

国内鉄鋼業界におきましては、粗鋼生産量は当第2四半期には大幅に改善されましたが、輸出に傾斜した結果であり、熱延鋼板、冷延鋼板、めっき鋼板の在庫は生産調整によりそれぞれ大きく減少しましたが、需要は低迷を続けております。国内の鋼材販売量は当面、足下の水準を維持するものと考えられ、海外におきましても、第3四半期以降の販売価格の改善は困難と推測され、輸出の量的な拡大は望めない環境下にあります。厳しい経済環境の継続が予想されます。

こうした中、当社グループといたしましては、「顧客至上の徹底」や生産効率化、販売価格の改定、一層のコスト削減を図り、経営基盤の強化に邁進する所存であります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金状況は、当第2四半期連結会計期間では、現金及び預金の増加（4,209百万円）、受取手形及び売掛金の増加（2,398百万円）、原材料の減少（1,966百万円）等により流動資産は、3,086百万円の増加となりましたが、固定資産において、投資有価証券の減少（1,429百万円）を主要因とした1,380百万円の減少があったため、総資産は1,705百万円増加の181,183百万円となりました。

(7) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループの経営陣は、国内及び世界の鉄鋼業並びに鉄鋼市場が大きく構造変化する中、当社の自主自立の経営方針を維持しつつ、鋼板事業を主体として基礎的収益力の強化、企業経営体制の改革を行うなど、企業価値向上のための施策を継続して実施する必要があります。当社の各事業はその独立性維持と並立して、相互に補完しあい一体として機能することでの相乗効果によって、より高い企業価値が創造されることを目指しております。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	753,814,067
計	753,814,067

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	184,186,153	184,186,153	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 1,000株
計	184,186,153	184,186,153	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
平成16年6月29日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	41
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	41,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成16年7月13日 至平成36年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から新株予約権を行使できるものとする。 (2) 上記(1)にかかわらず、平成35年6月29日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成35年6月30日より新株予約権を行使できるものとする。 (3) 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

平成17年6月29日定時株主総会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	34
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	34,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成17年7月15日 至平成37年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から新株予約権を行使できるものとする。 (2) 上記(1)にかかわらず、平成36年6月29日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成36年6月30日より新株予約権を行使できるものとする。 (3) 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
平成18年7月14日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	51
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	51,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成18年8月1日 至平成38年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から新株予約権を行使できるものとする。 (2) 上記(1)にかかわらず、平成37年6月29日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成37年6月30日より新株予約権を行使できるものとする。 (3) 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

平成19年7月17日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	41
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	41,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成19年8月2日 至平成39年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から新株予約権を行使できるものとする。 (2) 上記(1)にかかわらず、平成38年6月29日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成38年6月30日より新株予約権を行使できるものとする。 (3) 各新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

平成20年7月15日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	60
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	60,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成20年7月31日 至平成40年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から新株予約権を行使できるものとする。 (2) 上記(1)にかかわらず、平成39年6月29日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成39年6月30日より新株予約権を行使できるものとする。 (3) 各新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

平成21年7月15日取締役会決議

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日)
新株予約権の数(個)	69
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	69,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自平成21年7月31日 至平成41年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から新株予約権を行使できるものとする。 (2) 上記(1)にかかわらず、平成40年6月29日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合には、平成40年6月30日より新株予約権を行使できるものとする。 (3) 各新株予約権1個当たり的一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成21年7月1日～ 平成21年9月30日	-	184,186	-	23,220	-	5,805

(5) 【大株主の状況】

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対す る所有株式 数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	7,866	4.27
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1丁目2番1号	5,470	2.96
株式会社りそな銀行	大阪府中央区備後町2丁目2番1号	5,342	2.90
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	5,310	2.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	4,180	2.26
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号	3,866	2.09
シービーエヌワイ デイエフエイ インターナショナル キャップ パリユー ポートフォリオ(常任代理人シティバンク銀行株式会社)	1299 OCEAN AVENUE, 11F, SANTA MONICA, CA 90401 USA (東京都品川区東品川2丁目3-14)	3,670	1.99
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12 晴海アイランドトリトンスクエアオフィスタワーZ棟	3,658	1.98
ヨドコウ取引先持株会	大阪府中央区南本町4丁目1-1	2,950	1.60
JFEスチール株式会社	東京都千代田区内幸町2丁目2-3 日比谷国際ビル	2,936	1.59
計		45,250	24.56

(注) 1. 当社は、自己株式17,338千株(9.41%)を保有しておりますが、上記の大株主には含めておりません。

2. アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社から、平成20年11月5日付の大量保有報告書の写しの送付があり、同日現在で7,551千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期連結会計期間末時点における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社の写しの内容は以下のとおりであります。

大量保有者	アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社
住所	東京都港区白金1丁目17番3号
保有株券等の数	株式 7,551,700株
株券等保有割合	4.10%

(6) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 20,000,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 163,227,000	163,227	-
単元未満株式	普通株式 959,153	-	-
発行済株式総数	184,186,153	-	-
総株主の議決権	-	163,227	-

【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(株)淀川製鋼所	大阪市中央区南本町4丁目1番1号	17,338,000	-	17,338,000	9.41
(株)佐渡島	大阪市中央区島之内1丁目16番19号	2,279,000	-	2,279,000	1.23
フジデン(株)	大阪市中央区備後町3丁目2番8号	350,000	-	350,000	0.19
東栄ルーフ工業(株)	東京都中央区新富1丁目3番7号	33,000	-	33,000	0.01
計	-	20,000,000	-	20,000,000	10.85

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	487	513	547	504	484	420
最低(円)	390	442	461	419	414	367

(注) 株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の様動はありませぬ。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び前第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び当第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	18,924	14,025
受取手形及び売掛金	30,678	31,203
有価証券	12,493	10,355
商品及び製品	11,144	13,182
仕掛品	4,351	4,608
原材料及び貯蔵品	8,385	13,478
その他	5,915	6,370
貸倒引当金	179	183
流動資産合計	91,713	93,041
固定資産		
有形固定資産		
土地	19,078	18,884
その他	34,509	34,153
有形固定資産合計	53,587	53,038
無形固定資産		
投資その他の資産	467	364
投資有価証券	32,088	28,812
その他	3,365	3,650
貸倒引当金	39	39
投資その他の資産合計	35,414	32,424
固定資産合計	89,469	85,827
資産合計	181,183	178,869
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	13,314	14,079
短期借入金	1,406	-
未払法人税等	1,080	1,890
賞与引当金	861	827
その他	9,196	4,934
流動負債合計	25,860	21,732
固定負債		
退職給付引当金	7,318	7,190
役員退職慰労引当金	73	73
負ののれん	90	105
その他	6,129	5,157
固定負債合計	13,611	12,527
負債合計	39,472	34,260

(単位：百万円)

	当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	23,220	23,220
資本剰余金	23,757	23,764
利益剰余金	88,296	93,060
自己株式	7,429	7,428
株主資本合計	127,846	132,616
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,623	2,567
土地再評価差額金	1,321	1,333
為替換算調整勘定	3,941	4,547
評価・換算差額等合計	2,003	645
新株予約権	96	73
少数株主持分	11,765	12,564
純資産合計	141,711	144,609
負債純資産合計	181,183	178,869

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第 2 四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)
売上高	108,400	62,623
売上原価	91,846	56,874
売上総利益	16,554	5,748
販売費及び一般管理費	8,324	6,695
営業利益又は営業損失 ()	8,229	946
営業外収益		
受取利息	191	110
受取配当金	470	296
負ののれん償却額	14	15
持分法による投資利益	230	29
その他	216	310
営業外収益合計	1,122	762
営業外費用		
支払利息	51	27
為替差損	90	-
デリバティブ評価損	115	-
その他	128	153
営業外費用合計	385	180
経常利益又は経常損失 ()	8,966	364
特別利益		
貸倒引当金戻入額	118	7
退職給付制度改定益	-	36
その他	21	5
特別利益合計	139	49
特別損失		
投資有価証券評価損	855	8
課徴金等	-	3,765
その他	147	413
特別損失合計	1,003	4,187
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失 ()	8,102	4,503
法人税、住民税及び事業税	3,717	56
法人税等調整額	330	234
法人税等合計	3,386	290
少数株主利益又は少数株主損失 ()	874	576
四半期純利益又は四半期純損失 ()	3,841	4,216

【第2四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
売上高	58,192	33,036
売上原価	48,503	30,313
売上総利益	9,689	2,723
販売費及び一般管理費	4,389	3,385
営業利益又は営業損失()	5,299	662
営業外収益		
受取利息	113	57
受取配当金	91	28
負ののれん償却額	7	7
持分法による投資利益	132	18
その他	92	129
営業外収益合計	436	241
営業外費用		
支払利息	25	12
為替差損	-	76
その他	59	69
営業外費用合計	85	158
経常利益又は経常損失()	5,651	579
特別利益		
貸倒引当金戻入額	101	3
退職給付制度改定益	-	36
関係会社株式評価損戻入額	-	23
その他	13	13
特別利益合計	114	77
特別損失		
投資有価証券評価損	713	-
関係会社整理損	-	311
その他	49	83
特別損失合計	763	394
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	5,003	896
法人税、住民税及び事業税	2,873	37
法人税等調整額	486	110
法人税等合計	2,387	148
少数株主利益又は少数株主損失()	698	279
四半期純利益又は四半期純損失()	1,918	766

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	8,102	4,503
減価償却費	3,096	2,719
負ののれん償却額	14	15
持分法による投資損益(は益)	230	29
退職給付引当金の増減額(は減少)	68	27
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	3	0
賞与引当金の増減額(は減少)	6	34
貸倒引当金の増減額(は減少)	114	4
受取利息及び受取配当金	661	407
支払利息	51	27
投資有価証券評価損益(は益)	855	8
有形及び無形固定資産除売却損益(は益)	76	64
減損損失	58	16
売上債権の増減額(は増加)	4,372	524
たな卸資産の増減額(は増加)	1,879	7,767
仕入債務の増減額(は減少)	3,147	811
未払消費税等の増減額(は減少)	198	258
デリバティブ評価損益(は益)	115	62
その他	1,735	3,973
小計	15,106	9,597
利息及び配当金の受取額	719	466
利息の支払額	52	26
法人税等の支払額	2,258	916
営業活動によるキャッシュ・フロー	13,514	9,121
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	334	520
定期預金の払戻による収入	90	690
有価証券の取得による支出	199	-
有価証券の売却及び償還による収入	1,302	209
有形固定資産の取得による支出	1,571	2,333
有形固定資産の売却による収入	22	18
無形固定資産の取得による支出	14	8
投資有価証券の取得による支出	889	203
投資有価証券の売却による収入	53	40
貸付けによる支出	242	365
貸付金の回収による収入	353	334
その他	8	9
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,421	2,128

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	1,285	1,377
リース債務の返済による支出	1	5
自己株式の売却による収入	12	0
自己株式の取得による支出	16	5
配当金の支払額	1,835	667
少数株主への配当金の支払額	992	680
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,547	19
現金及び現金同等物に係る換算差額	92	243
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	10,638	7,255
現金及び現金同等物の期首残高	16,850	24,556
現金及び現金同等物の四半期末残高	27,488	31,812

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
会計処理基準に関する事項 の変更	<p>完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更</p> <p>請負工事に係る収益の計上基準については、従来、全ての工事に工事完成基準を適用していましたが、「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を第1四半期連結会計期間より適用し、第1四半期連結会計期間に着手した工事契約から、当第2四半期連結会計期間末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。</p> <p>これによる当第2四半期連結累計期間の営業損失、経常損失及び税金等調整前四半期純損失に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
(四半期連結貸借対照表関係)	<p>前第2四半期連結会計期間において、固定資産の「有形固定資産」に含めて表示しておりました「土地」は、資産総額の100分の10を超えたため、当第2四半期連結会計期間では区分掲記することとしました。なお、前第2四半期連結会計期間の固定資産の「有形固定資産」に含まれる「土地」は18,742百万円であります。</p>

【簡便な会計処理】

当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)
該当事項はありません。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)
該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は、144,215百万円 であります。	1 有形固定資産の減価償却累計額は、141,839百万円 であります。
2 偶発債務	<p>2 偶発債務 保証債務</p> <p>連結会社以外の会社の金融機関等からの借入に対し、債務保証を行っております。 ピーシーエムスチールプロセッシング 25百万円</p>

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
賞与引当金繰入額 397百万円	賞与引当金繰入額 285百万円
退職給付費用 170百万円	退職給付費用 174百万円
運賃 2,415百万円	運賃 1,903百万円
給料手当 1,906百万円	給料手当 1,622百万円

前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
賞与引当金繰入額 246百万円	賞与引当金繰入額 179百万円
退職給付費用 91百万円	退職給付費用 93百万円
運賃 1,217百万円	運賃 976百万円
給料手当 1,010百万円	給料手当 815百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
現金及び現金同等物の当四半期期末残高と当四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成20年9月30日現在) (単位:百万円)	現金及び現金同等物の当四半期期末残高と当四半期連結貸借対照表に記載されている科目の金額との関係 (平成21年9月30日現在) (単位:百万円)
現金及び預金勘定 13,296	現金及び預金勘定 18,924
有価証券勘定のうちの 投資信託受益証券 6,853	有価証券勘定のうちの 投資信託受益証券 12,493
流動資産その他勘定のうちの 信託受益権 7,997	流動資産その他勘定のうちの 信託受益権 1,000
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 658	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 605
現金及び現金同等物 27,488	現金及び現金同等物 31,812

(株主資本等関係)

当第2四半期連結会計期間末(平成21年9月30日)

及び当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 184,186千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 18,477千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 96百万円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年5月15日 取締役会	普通株式	667	4	平成21年3月31日	平成21年6月29日	利益剰余金

(2) 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間
末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年11月6日 取締役会	普通株式	834	5	平成21年9月30日	平成21年12月1日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間(自平成20年7月1日至平成20年9月30日)

	鋼板関連事業 (百万円)	電炉関連事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	50,743	5,469	1,979	58,192	-	58,192
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	0	-	1,326	1,326	(1,326)	-
計	50,743	5,469	3,306	59,519	(1,326)	58,192
営業利益	4,861	267	386	5,514	(214)	5,299

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

	鋼板関連事業 (百万円)	電炉関連事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	29,921	1,893	1,221	33,036	-	33,036
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	0	-	751	751	(751)	-
計	29,921	1,893	1,973	33,788	(751)	33,036
営業利益又は営業損失()	807	50	271	485	(176)	662

前第2四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)

	鋼板関連事業 (百万円)	電炉関連事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	96,627	7,757	4,015	108,400	-	108,400
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	0	-	2,678	2,678	(2,678)	-
計	96,627	7,757	6,694	111,079	(2,678)	108,400
営業利益	7,381	389	890	8,661	(431)	8,229

当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

	鋼板関連事業 (百万円)	電炉関連事業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	56,149	4,063	2,409	62,623	-	62,623
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	0	-	1,358	1,358	(1,358)	-
計	56,150	4,063	3,767	63,981	(1,358)	62,623
営業利益又は営業損失()	1,313	186	489	638	(308)	946

(注) 1. 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2. 各事業の主な製品

(1) 鋼板関連事業.....溶融亜鉛めっき鋼板・塗装溶融亜鉛めっき鋼板・鍍金用原板・磨帯鋼・鋼板関連製品
加工・金物建材（ルーフ・プリント・スパン・サイディング等）・エクステリア（物
置・蔵・自転車置場・ダストピット等）

(2) 電炉関連事業.....製鉄用ロール・製紙用ロール・グレーチング

(3) その他事業機械プラント・ビル賃貸・ゴルフ場賃貸・駐車場・倉庫業・運送業等

3. 会計処理の方法の変更

前第2四半期連結累計期間

（棚卸資産の評価に関する会計基準）

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」1.(1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日）を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益は、鋼板関連事業で76百万円、電炉関連事業で51百万円それぞれ減少しております。

（連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い）

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」1.(3)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益は、鋼板関連事業で8百万円増加しております。

当第2四半期連結累計期間

（完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更）

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「工事契約に関する会計基準」（企業会計基準第15号 平成19年12月27日）及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日）を適用しております。これによる当第2四半期連結累計期間の営業利益又は営業損失に与える影響はありません。

4. 追加情報

前第2四半期連結累計期間

当社及び国内連結子会社は、平成20年度の税制改正を契機として、機械装置の耐用年数の見直しを行い、第1四半期連結会計期間より、減価償却資産の耐用年数については、改正後の耐用年数を適用しております。なお、この変更により、従来の方法によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益は、鋼板関連事業で144百万円、電炉関連事業で9百万円、その他事業で0百万円それぞれ減少しております。

【所在地別セグメント情報】

前第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	38,682	19,510	58,192	-	58,192
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	7	-	7	(7)	-
計	38,690	19,510	58,200	(7)	58,192
営業利益	3,508	2,005	5,514	(214)	5,299

当第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	23,743	9,292	33,036	-	33,036
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	6	-	6	(6)	-
計	23,750	9,292	33,043	(6)	33,036
営業利益又は営業損失()	184	670	485	(176)	662

前第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	71,746	36,654	108,400	-	108,400
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	7	-	7	(7)	-
計	71,754	36,654	108,408	(7)	108,400
営業利益	6,088	2,572	8,661	(431)	8,229

当第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	44,313	18,309	62,623	-	62,623
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	6	-	6	(6)	-
計	44,320	18,309	62,629	(6)	62,623
営業利益又は営業損失()	931	1,572	641	(305)	946

- (注) 1. 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
2. 「アジア」に属する主な国又は地域は中華民国(台湾)であります。
3. 会計処理の方法の変更

前第2四半期連結累計期間

(棚卸資産の評価に関する会計基準)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」1.(1)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益は、日本で127百万円減少しております。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」1.(3)に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用しております。この変更に伴い、従来の方によった場合に比べて、当第2四半期連結累計期間の営業利益は、アジアで8百万円増加しております。

当第2四半期連結累計期間

(完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更)

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」に記載のとおり、第1四半期連結会計期間より「工事契約に関する会計基準」(企業会計基準第15号 平成19年12月27日)及び「工事契約に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第18号 平成19年12月27日)を適用しております。これによる当第2四半期連結累計期間の営業利益又は営業損失に与える影響はありません。

4. 追加情報

前第2四半期連結累計期間

当社及び国内連結子会社は、平成20年度の税制改正を契機として、機械装置の耐用年数の見直しを行い、第1四半期連結会計期間より、減価償却資産の耐用年数については、改正後の耐用年数を適用しております。なお、この変更により、当第2四半期連結累計期間の営業利益は、日本で153百万円減少しております。

【海外売上高】

前第2四半期連結会計期間（自平成20年7月1日至平成20年9月30日）

	アジア	その他の地域	計
海外売上高（百万円）	17,069	7,570	24,639
連結売上高（百万円）			58,192
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	29.3	13.0	42.3

- （注）1．国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
- 2．各区分に属する主な国又は地域
- (1) アジア …… 中華民国（台湾）、中華人民共和国
- (2) その他の地域 …… アメリカ、カナダ
- 3．海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当第2四半期連結会計期間（自平成21年7月1日至平成21年9月30日）

	アジア	その他の地域	計
海外売上高（百万円）	7,591	4,385	11,977
連結売上高（百万円）			33,036
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	23.0	13.3	36.3

- （注）1．国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
- 2．各区分に属する主な国又は地域
- (1) アジア …… 中華民国（台湾）、フィリピン
- (2) その他の地域 …… アメリカ、ウガンダ
- 3．海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

前第2四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年9月30日）

	アジア	その他の地域	計
海外売上高（百万円）	33,186	13,572	46,758
連結売上高（百万円）			108,400
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	30.6	12.5	43.1

- （注）1．国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
- 2．各区分に属する主な国又は地域
- (1) アジア …… 中華民国（台湾）、中華人民共和国
- (2) その他の地域 …… アメリカ、カナダ
- 3．海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当第2四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年9月30日）

	アジア	その他の地域	計
海外売上高（百万円）	13,764	8,916	22,681
連結売上高（百万円）			62,623
連結売上高に占める海外売上高の割合（％）	22.0	14.2	36.2

- （注）1．国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。
- 2．各区分に属する主な国又は地域
- (1) アジア …… 中華民国（台湾）、フィリピン
- (2) その他の地域 …… アメリカ、オーストラリア
- 3．海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(有価証券関係)

当第2四半期会計期間末(平成21年9月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第2四半期会計期間末(平成21年9月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期連結会計期間(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第2四半期連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 783.60円	1株当たり純資産額 796.39円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額 23.18円	1株当たり四半期純損失金額() 25.45円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 23.15円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失()(百万円)	3,841	4,216
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失()(百万円)	3,841	4,216
期中平均株式数(千株)	165,709	165,704
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	239	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	11.57円	1株当たり四半期純損失金額()	4.62円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	11.56円	なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結会計期間 (自平成20年7月1日 至平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自平成21年7月1日 至平成21年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失()(百万円)	1,918	766
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失()(百万円)	1,918	766
期中平均株式数(千株)	165,708	165,701
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	255	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

(リース取引関係)
当第2四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)
該当事項はありません。

2【その他】

平成21年11月6日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....834百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....5円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成21年12月1日

(注) 平成21年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年11月13日

株式会社淀川製鋼所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 操司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 嘉章 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社淀川製鋼所の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成20年7月1日から平成20年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社淀川製鋼所及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . 四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は、含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年11月12日

株式会社淀川製鋼所
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 操司 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 嘉章 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社淀川製鋼所の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成21年7月1日から平成21年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社淀川製鋼所及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間の経営成績並びに第2四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 . 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2 . 四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は、含まれておりません。